

# 国立大学法人等に対する個人からの現物資産寄附のみなし譲渡所得税非課税措置の特例に関するQ & A

2022. 2. 18 現在

## 【特例寄附資産の取扱】

(特例寄附資産の受入の対象について)

Q. 土地、建物、研究設備などの現物資産以外にも、金地金などの現物資産を特例寄附資産として受け入れることは可能か。金地金などの現物資産を受け入れても、「当該寄附資産を国立大学法人等が国立大学法人法等に掲げる業務に充てる」こととはならないのではないか。

A. 基金に組み入れた資産（特例寄附資産）は、国立大学法人等の区分に応じ、国立大学法人法第22条第1項第1号から第5号までに掲げる業務若しくは第29条第1項第1号から第4号までに掲げる業務又は独立行政法人国立高等専門学校機構法第12条第1項第1号から第4号までに掲げる業務に充てる必要があります（国立大学法人等に対する個人からの現物資産寄附のみなし譲渡所得税非課税承認～証明申請等の手引き～（令和2年7月10日）（以下、「手引き」といいます。）P.6）。

したがって、特例寄附資産として受け入れる資産がこれらの業務に充てられるものかどうかは、各法人においてよくご検討ください。

お尋ねの金地金については、配当金などの法定果実が生ずる資産ではなく、また、売却して業務の費用に充てることとなると、特例寄附資産自体が消失してしまうため、一般的には国立大学法人法等に掲げる業務に充てることができない資産と考えられます。

一方、例えば、寄附を受けた金地金を有価証券等を買換え、有価証券等の運用益（配当金、利息等）を将来的にこれらの業務に充てるため基金に組み入れることが可能（手引き P.6）ですから、そのような運用においては、金地金であっても特例寄附資産として受け入れることは可能と考えられます。

Q. 「未公開株」などの元本割れのリスクのある有価証券を特例寄附資産として受け入れることは可能か。

A. 上記のQ & Aにもありますとおり、運用益（配当金、利息等）が生ずる有価証券等であれば特例寄附資産として受け入れることは可能と考えられますので、「未公開株」か否か、元本割れのリスクがあるか否かで特段の制限はありません。

### (特例寄附資産の買い換えについて)

Q. 特例寄附資産の買い換え時に発生する仲介料、登記費用等の費用の額を買換資産の取得に充てられたものとする事は可能か。

A. お見込みのとおりと考えられますが、詳しくは所轄の税務署にご相談ください。

Q. 特例寄附資産の買い換えのために資産譲渡による収入金（現預金）を基金に留保する場合に、現預金として保有できる期間に定めがあるか。

A. 制度の趣旨を踏まえ、適切にご対応ください。

## 【基金明細書】

### (提出について)

Q. 基金に寄附受入がなかった年度についても基金明細書の提出は必要か。

A. お見込みのとおりです。

Q. 基金明細書の提出に際して、監事の監査報告書を添える必要があるか。

A. 監事の監査報告書の提出は不要です。

### (「基金明細書（本体）」について)

Q. 「I. 基金の期末の状況」の「現金（特例寄附資産を除く）」、「資産（特例寄附資産を除く）」には何の金額を記載すればよいか。

A. 基金が特例寄附資産以外にも管理している場合には、その金額を記載してください。基金が特例寄附資産のみを管理している場合には、「0」と記載してください。

Q. 「I. 基金の期末の状況」に「現預金①（特例寄附資産等の取得に充てることとなるもの）」、「現預金②（①以外のもの）」とあるが、これらは具体的には何を指すのか。

A. 次のとおりです。

- ・現預金①（特例寄附資産等の取得に充てることとなるもの）  
特例寄附資産の譲渡により生じた現金
- ・現預金②（①以外のもの）  
特例寄附資産や現預金①（特例寄附資産等の取得に充てることとなるもの）から生じた運用益（配当金・利息等）

(「基金明細書(別紙1様式) 基金に組み入れた特例寄附資産の状況」について)

Q. 「1. 当該特例寄附資産の基金組入時の状況等」について、実測面積と取得時の登記簿面積が異なっている場合はどのように記載すればよいか。

A. 「数量(面積等)」に実測面積を記載し、「備考」に「〇〇㎡は実測面積。取得時の登記簿面積は〇〇㎡」と記載してください。

Q. 「1. 当該特例寄附資産の基金組入時の状況等」における「取得価額」には何の金額を記載すればよいか。

A. 寄附者が当該資産を取得した時の金額を記載してください。

Q. 「1. 当該特例寄附資産の基金組入時の状況等」における「取得価額」が不明の場合にはどのように記載すればよいか。

A. 何らかの代替の記載が可能な場合は、「備考」に「取得価額は概算取得額による」や「取得価額は登記簿上の価額による」等を記載してください。そうではない場合は、取得価額は「不明」とし、「備考」に「取得価額：寄附者からの申告なし」と記載してください。